

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号

実用新案登録第3232603号
(U3232603)

(45) 発行日 令和3年6月24日(2021.6.24)

(24) 登録日 令和3年6月4日(2021.6.4)

(51) Int.Cl. F 1
A 4 1 D 13/11 (2006.01) A 4 1 D 13/11 H

評価書の請求 未請求 請求項の数 4 O L (全 7 頁)

(21) 出願番号 実願2021-184 (U2021-184)
(22) 出願日 令和3年1月20日(2021.1.20)(73) 実用新案権者 506172883
株式会社琉美産業
沖縄県那覇市識名1丁目3番6号
(73) 実用新案権者 521030319
具志堅 洋子
沖縄県那覇市識名3-1-15
(74) 代理人 100076082
弁理士 福島 康文
(72) 考案者 具志堅 宗秀
沖縄県那覇市識名3-1-15

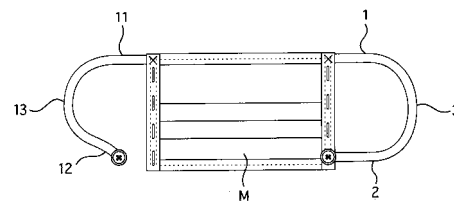
(54) 【考案の名称】 飲食兼用マスク

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】マスクを着けたままで飲食が可能で、息苦しくなるのも防げる人体の鼻や口を覆う飲食兼用マスクを提供する。

【解決手段】飲食兼用マスクは、横長のマスク本体Mの上端左右のみに耳かけひも3、13の一端を固定して取り付け、通常、他端はマスク本体Mの下端左右に着脱可能に取り付け、飲食の際は上端寄りの左右に取り付ける構造とする。

【選択図】 図1



【実用新案登録請求の範囲】

【請求項 1】

横長のマスク本体の上側左右端のみに耳かけ紐の一端を取り付け固定し、先端又は他端は前記マスク本体の下寄り左右端に着脱可能に取り付け、飲食の際は上寄り左右に前記先端又は他端を着脱可能に取り付ける構成とした飲食兼用マスク。

【請求項 2】

横長のマスク本体の上側左右のみに耳かけ紐の一端を取り付け固定し、先端又は他端に取り付けた着脱器を、前記マスク本体の左右辺に固定した面ファスナーに着脱可能とし、飲食の際は前記面ファスナーの上側に前記着脱器を移動して着脱可能とした構成の飲食兼用マスク。

10

【請求項 3】

横長のマスク本体の上下左右側にマスク用耳かけ紐を取り付けた上に、上側左右端に飲食用の耳かけ紐の両端を取り付け固定し、飲食の際は前記マスク用耳かけ紐は使わずに飲食用の耳かけ紐を左右の耳にかける構成とした飲食兼用マスク。

【請求項 4】

前記の左右の耳かけひもの取り付け端である一端と他端との両方をマスク本体の左右端辺に着脱可能な構成とした請求項 1、請求項 2 または請求項 3 に記載の飲食兼用マスク。

【考案の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本考案は、人体の鼻や口を覆うマスクに関する。

20

【背景技術】

【0002】

新型コロナウイルスに感染しないように、マスクの着用が勧められている。マスクの一般的な構成は特許文献 1 の通りで、長形状のマスク本体の上下左右に耳かけ紐を取り付けてある。そのため、マスクを付けたままで飲食するにはマスクが邪魔になり、また、マスクを外すと飲食の際に飛沫が拡散する恐れがあり、不衛生である。したがって飛沫拡散防止の手段が不可欠となる。なお、マスクを着用すると息苦しくなって、不便であるため、鼻をマスクから出して着用している人も見かける。

【先行技術文献】

30

【特許文献】

【0003】

【特許文献 1】特開2006-158905

【考案の概要】

【考案が解決しようとする課題】

【0004】

このような耳かけ紐がマスク本体の上下左右辺についての特許文献 1 のような従来のマスクは、飲食に邪魔で、かつ息苦しい。

そこで本考案は、マスクの下寄りには耳かけ紐を付けずにフリーな状態とし、上寄りの耳かけひものみでマスク上側を保持する構成とする。このマスク本体の上側に、下側が支持される。

40

以上のような本考案のマスクの技術的課題は、下記の構成により達成される。

【課題を解決するための手段】

【0005】

請求項 1 は、横長のマスク本体の上側左右端のみに耳かけ紐の一端を取り付け固定し、先端又は他端は前記マスク本体の下寄り左右端に着脱可能に取り付け、飲食の際は上寄り左右に前記先端又は他端を着脱可能に取り付ける構成とした飲食兼用マスクである。

【0006】

請求項 2 は、横長のマスク本体の上側左右のみに耳かけ紐の一端を取り付け固定し、先端又は他端に取り付けた着脱器を、前記マスク本体の左右辺に固定した面ファスナーに着脱

50

可能とし、飲食の際は前記面ファスナーの上側に前記着脱器を移動して着脱可能とした構成の飲食兼用マスクである。

【0007】

請求項3は、横長のマスク本体の上下左右側にマスク用耳かけ紐を取り付けた上に、上側左右端に飲食用の耳かけ紐の両端を取り付け固定し、飲食の際は前記マスク用耳かけ紐は使わずに飲食用の耳かけ紐を左右の耳にかける構成とした飲食兼用マスクである。

【0008】

請求項4は、前記の左右の耳かけひもの取り付け端である一端と他端との両方をマスク本体の左右端辺に着脱可能な構成とした請求項1、請求項2または請求項3に記載の飲食兼用マスクである。

【考案の効果】

【0009】

請求項1のように、横長のマスク本体の上端左右に耳かけ紐の一端を取り付け、マスクとして使用する際は、他端に取り着けた孤立着脱器（ボタンの様な）を、マスク本体の下端左右のボタン穴のような着脱具に嵌め込む。飲食の際は、他端の取り付けはしないでフリーとし、上側左右に移動してボタン穴に嵌め込む構成とする。したがって、通常はマスクとして使用し、飲食の際は、他端は上側左右のボタン穴に嵌めてマスク本体の下側がフリーの状態となるので、このフリーとなったマスク本体の下側を退避させて飲食できる。

【0010】

請求項2のように、横長のマスク本体の上端左右に耳かけひもの一端を取り付け固定し、他端は、マスク本体の左右に固定した面ファスナーの着脱器を有する構成としたので、前記面ファスナーが存在する領域の範囲では任意の位置に着脱できる。また、飲食の際は、前記面ファスナーに着脱する耳かけ紐の他端を前記面ファスナーの上側に移動して着け、固定する。その結果、飲食の際は、マスク本体の下側が退避してフリーの状態となり、マスクを気にせず飲食できる。

【0011】

請求項3のように、横長のマスク本体の上下左右端にマスク用耳かけ紐を付けた上に、上端のみの左右端に飲食用の耳かけ紐の両端を取り付け固定し、飲食の際は前記マスク用耳かけ紐は使わずに遊ばせておき、飲食用の耳かけ紐を左右の耳にかける構成としたので、飲食の際は、マスク本体は口元から十分に離すことができ、容易に飲食できる。

【0012】

請求項4のように、前記の左右の耳かけひもの一端である取り付け端と他端との両方をマスク本体の上下左右端に着脱可能な構成としたので、耳かけひもの先端（他端）だけでなく、取り付け端も移動して着脱可能な構成なため、耳かけひもの全端部を移動させ、固定できる。

【図面の簡単な説明】

【0013】

【図1】本考案による飲食兼用マスクの正面図である。

【図2】連続移動できる例である。

【図3】耳かけ紐を、マスク用と飲食用とで別々に設けてある。

【図4】図1ないし図3の変形例である。

【考案を実施するための形態】

【0014】

次に本考案による飲食兼用マスクが実際上どのように具体化されるか実施形態を説明する。図1は、本考案によるマスクの正面図であり、人体や耳は省かれている。Mはマスク本体であり、横長の長方形の4つ角を除去し、曲線形状でもよい。飲食に便利なように、下側に多少延長してもよい。材質は布や不織布等といろいろである。3、13は耳かけひもであり、13は左側、3は右側である。すなわち、耳かけひも3、13は、U状に二つ折りにして、片方1、11を上側、他方2、12を下側とする。その結果、耳かけ

10

20

30

40

50

ひも 3、13 は、一端をマスク本体 M の上端左右に固定し、他端はマスク本体 M の左右の辺にボタンを嵌めるように着脱する。すなわち、マスクとして使用する場合は、耳ひもの他端は、左右ともマスク本体 M の下端に着脱する。取り着ける手段としては、1 対のフックやボタンでもよいし、例えば磁石と磁性体でもよい。耳かけひもが着脱できれば足りる。

【0015】

飲食する場合は、マスク下端の耳かけひもを左右両側とも取り外してマスク本体の上寄りに着け代え、マスク本体 M の上側のみが保持された状態とする。その結果、マスク本体 M の下寄りにはフリーとなり、上端を支点にして自由に開閉でき、飲食の際はマスク本体 M が飲食の邪魔にならないように自由に避けることができる。また、マスクとして使用する場合に、息苦しいために鼻を出して着用するのは見苦しい。とことが、マスク本体 M の下寄りがフリーだと鼻穴が常に開いているので、息苦しくなる弊害はない。

10

【0016】

図 1 の構造では、耳かけひもの下側 2、12 の着脱は決まった部位のみとなるが、図 2 の例ではマスク本体 M の両端にマジックテープ（登録商標）とも呼ばれる面ファスナー 4、5 が固定してある。左右両側の耳かけひも 2、12 の先端には、前記マジックテープ（登録商標）とも呼ばれる面ファスナー 4、5 に着脱する着脱器 6、7 を固設してある。

【0017】

そのため、下側の耳ひも 2、12 の先端は、前記面ファスナー 4、5 の領域内であれば、大雑把に着脱器 6、7 を位置決めすれば足りる。また、大雑把に着脱器 6、7 を位置決めするだけで、マスク本体 M と人体の皮膚との間に隙間が出来、息苦しくならない。以上のように、本考案によると、飲食の邪魔にならないし、マスクとして使用する際に息苦しくない。しかも、構成が簡単である。

20

【0018】

図 3 は耳かけ紐を、マスク用と飲食用とで別にした例であり、基本的には、図 1 のマスク本体 M の上下の左右端に耳かけひも 3、13 を取り付け固定してある。以上の構成は、従来のマスクと同じである。図 3 の実施例では、この従来の構成に、飲食用の環状の左右の耳かけひも 8、9 をマスク本体 M の上端の左右端に取り付けてある。従って、左右の耳かけひも 3、13 を左右の耳にかけて普通のマスクのようにして使用できる。

【0019】

飲食に際しては、マスクの耳かけひも 3、13 を左右の耳から外し、代わりに飲食用の環状の耳かけひも 8、9 を左右の耳にかける。そして、飲食の邪魔にならないようにマスク本体 M を避けると、楽に飲食できる。

30

このように、通常のマスクで口元がカバーされるので、相手に飛沫が飛来するのを防げる。また、環状の耳かけひも 8、9 でマスク本体 M が顔面に軽く接する程度だから息苦しくなる恐れは無い。以上のマスク本体 M は、図 3（2）のように飲食の際は、下側に多少延長してもよい。

【0020】

図 4 は、図 1 ないし図 3 の変形例であり、左右のマスク耳かけひも 3、13 の両方の端部を着脱可能としたので、好みの位置に前記両端を着脱出来、自由度が増して、使いやすいマスクとなる。

40

【産業上の利用可能性】

【0021】

以上のように、本考案のマスクによると、マスクを着用したままで飲食できる上に、マスクで息苦しくなる恐れは無い。

【符号の説明】

【0022】

M マスク本体

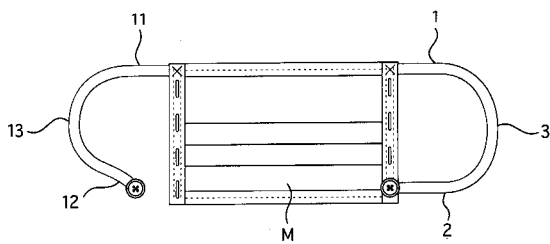
1、11 上側の耳かけひも

2、12 下側の耳かけひも

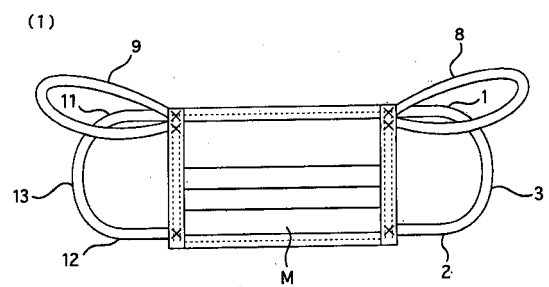
50

- 3、13 耳かけひも
- 3 右側の耳かけひも
- 13 左側の耳かけひも
- 4、5 面ファスナー（マジックテープ）
- 6、7 着脱器
- 8、9 環状の耳かけひも（飲食用の耳かけひも）

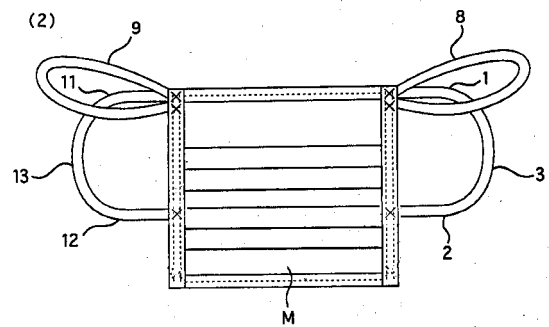
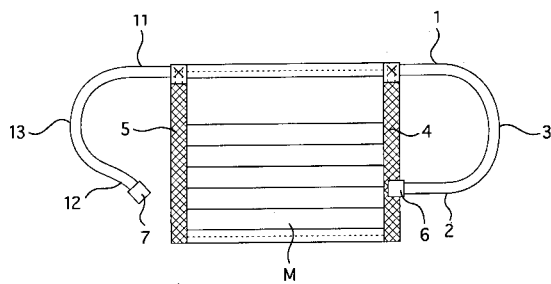
【図1】



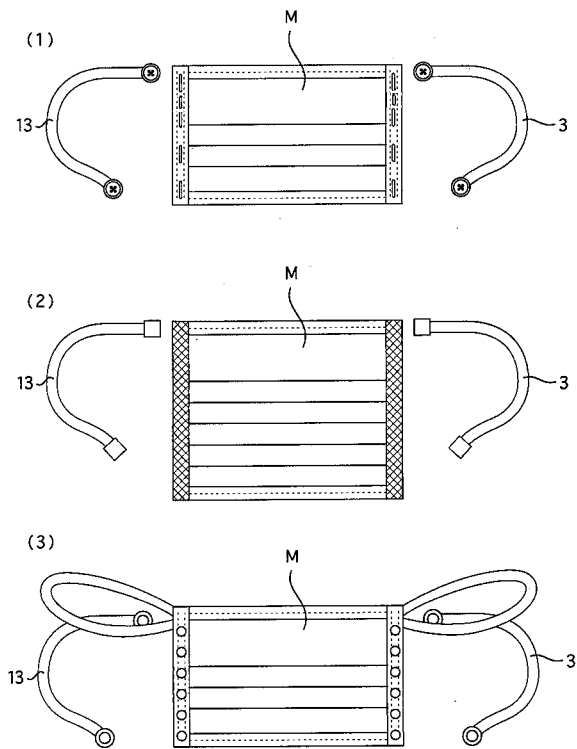
【図3】



【図2】



【図 4】



【手続補正書】

【提出日】令和3年3月10日(2021.3.10)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】実用新案登録請求の範囲

【補正対象項目名】請求項 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項 4】

横長のマスク本体の左右の耳かけひもの取り付け端である一端と他端との両方をマスク本体の左右端辺に着脱可能な構成とした飲食兼用マスク。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

請求項 4 は、横長のマスク本体の左右の耳かけひもの取り付け端である一端と他端との両方をマスク本体の左右端辺に着脱可能な構成とした飲食兼用マスクである。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

請求項 4 のように、横長のマスク本体の左右の耳かけひもの取り付け端である一端と他端

との両方をマスク本体の左右端辺に着脱可能な構成としたので、耳かけひもの先端（他端）だけでなく、取り付け端も移動して着脱可能な構成なため、耳かけひもの全端部を移動させ、固定できる。